

■国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の確定申告用納付証明書の交付

(町民税務課)

国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料を社会保険料控除として確定申告される場合に添付する証明書を町民税務課窓口にて交付します。この証明書は、保険税(料)を普通徴収(納付書、口座振替)により納付されている方が対象となります。窓口に取り来られない方は町民税務課までお問い合わせください。

なお、役場で確定申告される方は証明書の添付は必要ありません。

○交付場所

町民税務課 税務G(③窓口)

○交付時間

午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日を除く)

○お問い合わせ

税務G(内線253)

■国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の納付方法は選択できます

(町民税務課)

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の年金からのお支払いは、口座振替へ切り替えるこ

とができます。

1月31日(火)までに手続きをさ  
れますと、平成24年4月分の年  
金からの支払いが中止され、7  
月から口座振替によりお支払い  
いただくこととなります。口座振  
替のご依頼がお済みでない場合  
は、併せて手続きをしていただ  
きます。

また、前述の期限を過ぎて手  
続きをされた場合は、6月分以  
降の年金から中止されます。  
※すでに変更の申し出をされて  
いる方の手続きは不要です。

○お問い合わせ

税務G(内線253)

■年金の請求をお忘れではありませんか

(町民税務課)

年金を受け取ることができ  
る方で請求されていない方がいま  
す。次の内容に心当たりのある  
方はお早めに相談ください。

○年金の加入期間が25年未満の方

・年金の加入期間が25年未満で  
も、カラ期間と合わせて25年  
以上あれば年金が受け取れま  
す。

※カラ期間とは例えばサラリー  
マンの配偶者であった期間の  
うち、昭和61年3月までの間  
で国民年金に任意加入してい

なかつた期間などです。

・誕生日が昭和27年4月1日以  
前生まれで、厚生年金の加入  
期間が20年以上の場合には受け  
取れます。

○年金の受け取り開始を66歳以降に繰り下げている方

・70歳になっても、年金は自動  
的には支払われません。  
・年金の受け取りを始めるため  
には、年金の請求が必要です。  
○厚生年金の加入期間のある65  
歳以上の方

・「老齢厚生年金」と「老齢基礎  
年金」の2種類の年金が受け  
取れます。一方の年金だけを  
受け取っている方は、受け取  
っていない年金についても、  
あらためて請求を行ってくだ  
さい。

・一方の年金の受け取り開始を  
繰下げている方は、70歳にな  
るまでに年金の請求を行って  
ください。

○厚生年金の加入期間のある方で、「65歳になってから年金を受け取ろう」と思っている方

・厚生年金の加入期間が1年以上あるなどの要件を満たす方  
に対して支払われる「特別支給の老齢厚生年金」について  
は、65歳になる前に請求して  
も、年金額が減らされること  
はありませんので速やかに請  
求を行ってください。

※特別支給の老齢厚生年金とは  
65歳前に受け取ることができ  
る老齢厚生年金です。

○60歳以上で会社にお勤めの方

・現在、会社にお勤めの方も、  
年金を受け取る資格を満たし  
ている場合は、請求の手続き  
を行ってください。  
・給与の額などに応じて年金の  
支払額の調整が行われる場合  
があります。全額停止の場  
合を除き、年金を受け取るこ  
とができます。

○お問い合わせ

ねんきんダイヤル  
0570・05・1165  
(IP電話・PHSからは03・  
6700・1165)

■自動車税の納税は口座振替で

(町民税務課)

自動車税の納税について、口  
座振替をご利用いただくと、公  
共料金と同じように預金口座か  
ら自動的に納税ができ、大変便  
利です。お申し込みは、預金口  
座のある金融機関で簡単にでき  
ますので、口座登録の印鑑をご  
持参のうえお手続きください。

○お問い合わせ

茨城県筑西市税事務所  
総務課管理担当  
☎0296(24)9184